

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人が平成24年 月 日付けで提起した費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成23年12月8日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

以下の理由により、本件処分の取消しを求める。

- (1) の預金 は、 が、葬式代として 名義で預金していたもので、 の所有のものではなく、平成 年 月に解約している。
- (2) の預金 は、 が、 のために預金していたもので、 の所有のものではない。保護できない旨の書類に記載した時点で出金している。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成 年 月 日に処分庁に対し法による保護申請を行ったこと。
- (2) 処分庁は、請求人に対して平成 年 月 日を保護の開始時期とする生活保護の開始決定を行ったこと。
- (3) 処分庁は、平成 年 月 日に法第29条に規定する資産調査（預貯金及び生命保険）を

依頼したこと。

- (4) 平成 年 月 日に から回答があり、 名義の の残高が判明したこと。
- (5) 平成 年 月 日に から回答があり、請求人名義の の残高が判明したこと。
- (6) 平成 年 月 日に から回答があり、 名義の 及び の残高が判明したこと。
- (7) 平成 年 月 日に から回答があり、 名義の 及び 並びに 名義の の残高が判明したこと。
- (8) 平成 年 月 日に 及び が仙台市青葉福祉事務所に来庁し、 名義の の口座について説明したところ、処分庁は、 及び に対し、 名義の口座は法的に の口座として認定せざるを得ず、当該未申告預金が、法第63条に基づく費用返還の対象になることを説明するも 及び の同意を得られなかったこと。
- (9) 平成 年 月 日に請求人が仙台市青葉福祉事務所に来庁し、 名義の預金は が預金していたもので、 名義のものではないことを説明したところ、処分庁は、請求人に対し、当該未申告預金が、法第63条に基づく費用返還の対象になることを説明するも請求人の同意を得られなかったこと。
- (10) 処分庁は、平成23年12月8日付けで、請求人あてに本件処分について通知したこと。
- (11) 請求人が、本件処分を不服として、平成24年 月 日付けで本件審査請求を行ったこと。

## 2 判断

- (1) 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と、法第10条では「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」と規定されている。したがって、保護が行われようとする世帯の世帯員は、通常の場合、法第4条第1項に規定する保護が行われるに先立って、その者の最低限度の生活の維持のために活用されなければならないと解される。
- (2) また、法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されており、処分庁が保護に要する費用を支弁したときに被保護者に資力があつた場合、返還が必要となることは明らかである。
- (3) 上記(1)(2)を踏まえ、本件審査請求を検討する。  
処分庁は、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する





### 第3 結論

以上のとおり、本件処分は、その一部において不当な処分であり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、処分庁は、[REDACTED] 及び [REDACTED] で調査を行い、その結果と請求人から提出される根拠資料を基に、再度ケース診断会議を実施した上で、費用返還額を決定し法第63条の適用について判断すべきである。

平成24年7月26日

宮城県知事 村井嘉浩



この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成24年7月26日

宮城県知事 村井嘉浩